

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和6年5月14日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めると解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

生活保護の移転の家具什器代がたりない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月18日	諮問
令和7年 7月25日	請求人から主張書面を収受
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 法の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項1号は、保護の種類として生活扶助を挙げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」(1号)を規定している。

### (2) 最低生活費の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・1は、経常的最低生活費について、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

また、次官通知第7・2は、臨時的最低生活費(一時扶助費)について、特別の需要(新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等)のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

### (3) 家具什器費(冷暖房器具以外)

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、「保護開始時において、

最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」などの5つの場合のいずれかに該当し、次官通知第7（上記(2)）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、34,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。）を支給して差し支えないとしている。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。）を支給して差し支えないとしている。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-43は、前述（上記ア）の「真にやむを得ない事情」とは、例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられるとしている。

#### (4) 次官通知、局長通知及び問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

### 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、保護開始の時点から令和6年5月10日の本件申請の時点まで、請求人が居所を転々として冷蔵庫などの家具什器を保有していなかったことから、同月14日、本件申請に対して、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがなく、真にやむを得ない事情があるとして、特別基準の上限額となる54,800円を扶助する本件処分をしたことが認められる。

そうすると、本件処分は上記1の法令等の定めにより適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、54,800円の支給では足りないとして、本件処分に対する不服を述べるが、上記2のとおり、処分庁は、特別基準の上限額となる同額を一時扶助することとしたものであり、請求人の主張は、

採用することができない。

なお、請求人より、令和7年7月25日付けで、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、本件処分については、上記2のとおり、処分時における処分庁の認定判断に不合理な点があったということとはできないから、請求人の主張は採用することができない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子